

第1子保育料無償化について

少子化対策は一刻の猶予もないことから、国が実施するまでの間、東京都において第1子の保育料等を無償化する。

【対象】認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、私立幼稚園 等に通う児童

<認可保育所のイメージ：現行>

	第1子	第2子		第3子	
		第1子 就学前	第1子 小学生以上	第1子 就学前	第1子 小学生以上
国制度	全額保護者 負担	保護者負担 1/2	全額保護者 負担	無償化	保護者負担 1/2
都制度	全額保護者 負担	無償化			



<令和7年9月から>

	第1子	第2子		第3子	
		第1子 就学前	第1子 小学生以上	第1子 就学前	第1子 小学生以上
国制度	全額保護者 負担	保護者負担 1/2	全額保護者 負担	無償化	保護者負担 1/2
都制度	無償化			無償化	

3歳以降の保育料については、国制度により無償化

【対象】認証保育所、認可外保育所 に通う児童

<国制度も含めた全体像（児童1人当たりの月額補助基準額）>

区分		第1子 又は 第2子以降	幼児教育の 無償化（国）	都・市による補助分		
				認証保育所 事業所内保育所	左記以外の 認可外保育施設	
0~2 歳児	課税 世帯	第1子以降	－	8万円	4万円	
	非課税 世帯	第1子	4.2万円	3.8万円	－	
		第2子以降			3.8万円	
3~5歳児		第1子	3.7万円	4万円	－	
		第2子以降			4万円	

- 認証保育所の保育料の上限額を基準として、補助上限額を引き上げる。
- 今まで対象としていなかった、認可外保育所のうち**事業所内保育所**に通う児童も認証保育所と同様に補助する。
- 事業所内保育所以外の認可外保育施設に通う児童にも対象を拡げる。